

「差金決済取引」および「差金決済取引に類似する不適正取引」に伴う 買付代金の発生について

ブルートレードでは、同一銘柄でなければ、"買い→売り"買い→売り"

可能です。ただし、「日計り商い」で生じる「差金決済取引」「差金決済取引に類似する不適正取引」の場合、買付代金が発生します。以下のケーススタディをお読みください。

質問1

現金取引で買付代金なしに日計り商いを行うと、差金決済取引に該当しますか?

回答 1

現金取引で A 銘柄を買い付け、同日中に値上がりしたため当該銘柄を売却するといったいわゆる「日計り商い」を行い、受渡日に買付代金を入金せずに差金のみの授受を行った場合、金融商品取引法に規定する取引及びその保証金に関する省令第9条にいう「信用取引を行うことを明示しない取引(いわゆる「差金決済取引」、以下同じ。)」に該当します。なお、決済日以前に MRF を解約され、残金で買付代金を充当できない場合、差金決済取引に該当してしまいますのでご注意ください。

質問 2

保有している株券を売却し、当日中に買い戻した場合、差金決済取引にあたるのでしょうか?

回答 2

お客様が保有している株券を売却し、当日中に買い戻す取引については、いわゆる差金決済取引に該当することはありません。しかし、買い戻した銘柄を当日中に売却してしまった場合は該当してしまいます。 その際は買付代金をご入金いただくことになりますのでご注意ください。

質問 3

保護預りとなっている A 銘柄 1,000 株を売却した代金で、同一の A 銘柄 1,000 株を買い付けました。 この場合は、保護預り有価証券明細簿の記載の変更があれば差金決済とならないわけですが、当日中に当 該銘柄の株価が上昇したため、売却をしたいと思いますが、この場合は差金決済取引に該当するのでしょ うか?

回答 3

同一日の同一銘柄の日計り売買については、1 日通して差金決済取引の状況を確認します。

つまり、ご質問の例では、売りが 2 回で合計 2,000 株に対して、買いは 1 回で 1,000 株ということになります。この場合、売付分の 2,000 株を保有していないということなので、このまま決済をしてしまえば差金決済に該当します。これは買付代金が預り金勘定にある場合も同様で、100 万円が預り金勘定にあって、それで 100 万円の B 銘柄 1,000 株を買い付けた後に価格が上昇したので売却し、さらにその売却代金で B 銘柄を再度買い付けると、2 回の買付ということになるので、2,000 株の買付代金が必要になってくるわけです。